

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年2月2日

広島県議会事務局長 小川 元史

## 1 内容

### (1) 件名

令和8年度広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集

### (2) 仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

### (3) 使用許可期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

### (4) 食堂場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎議事堂1階県会グリル

### (5) 使用料（令和7年度参考価格：647,500円）

年額647,500円（消費税及び地方消費税含む。）※詳細は仕様書参照のこと。

## 2 公募型プロポーザル参加資格

### (1) 法人格を有する団体であること。

### (2) 法人又はその代表者が次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

### (4) 募集の開始の日から使用許可日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていないこと。

### (5) 本企画提案募集の公告日から使用許可日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

### (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。）が、経営若しくは運営に関与していないこと。

### (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (8) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 飲食店・食堂等の運営経験を3年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、充分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。

### 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

#### ア 交付場所

〒730-8509 広島市中区基町10番52号

広島県議会事務局総務課（県庁舎議事堂1階）

電話（082）513-4723（ダイヤルイン）

#### イ 交付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月24日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

#### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送、または電子メールにより請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。電子メールによる請求の場合、請求先は(4)ウのとおり。なお、フリーメール（無料でアドレスを獲得できる電子メールサービス等）を送付先とすることは認めない。

- (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

#### ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

#### イ 提出先

上記(1)アの場所

#### ウ 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時

#### エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

#### オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年2月26日（木）までに通知する。

### (3) 現地説明会の実施

本件公募型プロポーザルに係る現地説明会を次のとおり実施する。

なお、本件公募型プロポーザルにおいて現地説明会への参加は必須であり、現地説明会へ参加する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和8年2月17日（火）午後5時

ウ 説明会開催日

令和8年2月18日（水）午前9時～20日（金）午後5時の間で随時実施

エ 説明会開催場所

〒730-8509 広島市中区基町10番52号

広島県庁舎議事堂県会グリル（県庁舎議事堂1階）

### (4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

電子メールの場合、送付先は次のとおり。

【送付先：gikaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp】

エ その他

提案は1社1提案に限る。

提案書の再提出は、上記の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差し換えは認めない。

## 4 最優秀提案者の決定

### (1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県庁舎議事堂食堂事業者選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

### (2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県庁舎議事堂食堂事業者に係る提案書等作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

### (3) 結果の通知

令和8年3月11日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務  
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザルに係る申請書等必要な提出書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。
- (3) 県の競争入札参加資格の認定  
最優秀提案者に選定され食堂事業者となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。
- (4) その他  
公募型プロポーザル説明書等による。

## 6 問い合わせ先

〒730-8509 広島市中区基町10番52号  
広島県議会事務局総務課（県庁舎議事堂1階）  
電話：082-513-4723 ファクシミリ：082-223-6320  
メールアドレス：gikaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp